意見書案第９号

逗子市「山の根３丁目の条例違反の開発案件」について、神奈川県知事に対し、宅地造成等規制法適用について強く検討を求める意見書

標記の意見書を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

平成２４年６月２９日

逗子市議会議長　眞　下　政　次　殿

逗子市議会議員　松本　寛
同　丸山治章
同　日坂祐二
同　高野典子
同　岩室年治
同　塔本正子
同　原口洋子

（別紙）

逗子市「山の根３丁目の条例違反の開発案件」について、神奈川県知事に対し、宅地造成等規制法適用について強く検討を求める意見書

逗子市山の根３丁目１４９－５他にて行われている「山の根３丁目の条例違反の開発案件」は、逗子市の良好な都市環境をつくる条例（以下「逗子市条例」という。）に違反したため、平成２２年７月５日と同年９月２８日の２回にわたって、事業主の氏名等の公表が行われた。

しかし、事業主は、逗子市条例に従う姿勢を見せないまま、今日に至っている。

そもそも、この開発計画地は、神奈川県が「林道造成である」ことを理由に、宅地造成等規制法に基づく指導を行わなかったことが起点となっている。しかも、２回にわたった事業主の氏名等の公表が行われた際も、林道部分については、宅地造成等規制法の対象外とされていた。

事業主は、係争中の逗子市に提出した訴状にて、それぞれの事業主体は、自らによって組成されたものであることを述べており、当初の説明と明らかに変遷し、「林道造成」もその目的が不明であり、開発目的も疑われる状況になっている。

よって、逗子市議会は、神奈川県知事に対し、次の事項を強く求めるものである。

１　これまでの経緯を厳格に調査した上で、公表すること。

２　開発計画地に対する、宅地造成等規制法の適用を強く検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年６月２９日

逗　子　市　議　会